

平成15年(ワ)第764号 賃金支払等請求事件

原 告 米山範子 外1名

被 告 西日本電信電話株式会社

### 証拠説明書

頭記事件につき、原告は、下記のとおり、証拠説明をする。

平成16年6月30日

(次回期日 平成16年7月16日)

原告ら訴訟代理人

弁護士 大多和 晓

弁護士 家本 誠

弁護士 望月正人

原告ら訴訟復代理人

弁護士 伊藤修一

静岡地方裁判所

民事第2部2C係 御中

記

証拠番号	証拠の標目	作成者	立証趣旨
	労働者災害補償	浜松労働基準監督	原告米山範子が、浜松労働

甲第 1 号証の 1	保険、療養・休業補償給付等支給決定通知書	署長	基準監督署長により、けい肩腕障害として、労災認定を受けたこと。その始期が平成 6 年 2 月 24 日とされたこと。
甲第 1 号証の 2	診断書	医療法人社団静岡健生会浜松佐藤町診療所、医師聞間元	原告米山範子が、被告の電話交換業務により、けい肩腕障害を発症したこと。
甲第 2 号証の 1	労働者災害補償保険、療養・休業補償給付等支給決定通知書	浜松労働基準監督署長	原告澤根逸子が、浜松労働基準監督署により、けい肩腕障害として、労災認定を受けたこと。その始期が平成 8 年 7 月 23 日とされたこと。
甲第 2 号証の 2	診断書	医療法人社団静岡健生会浜松佐藤町診療所、医師聞間元	原告澤根逸子が、被告の電話交換業務により、けい肩腕障害を発症したこと。
甲第 3 号証	社員就業規則 (社長達第 3 号)	被 告	被告の社員就業規則第 50 条に「社員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、医師の証明に基づき療養に必要な期間公傷休暇が与えられ

			る。」と規定されていること。
甲第4号証	社員等業務災害付加補償規則 (社長達63号)	被 告	<p>第1条の(実施運用)1に「当該傷病が業務上か否かの認定は所轄の労働基準監督署長によりこれがなされる」と規定されていること。</p> <p>被告の社員等業務災害付加補償規則22条に、定期昇給に係る公傷休暇の扱いにつき、「その期間中通常の状態で勤務していたものとみなす。」と規定されていること。</p> <p>同規則23条に、特別手当および寒冷地手当にかかる公傷休暇の扱いにつき、「その期間中通常の状態で勤務していたものとみなす。」と規定されていること。</p>
甲第5号証の1	原告米山範子の定期昇減額に伴う給与差額計算調書	被告	被告が、原告米山範子に関し、その治療等のための休業・早退を私傷病扱いとし、労災認定後も公傷扱いとせず、定期昇給や特別手当に関して毎年度減額を繰り返してきた

			こと。
甲第 5 号証の 2	原告澤根逸子の 定昇減額に伴う 給与差額計算調 書	被告	被告が、原告澤根逸子に関 し、その治療等のための休業 ・早退を私傷病扱いとし、労 災認定後も公傷扱いとせず、 定期昇給や特別手当に関して 毎年度減額を繰り返してきた こと。
甲第 6 号証の 1	新聞記事「頸肩 腕障害は労災」	中日新聞社	原告米山範子が、被告の電 話交換業務におけるコンピュ ーターを使った V D T 業務に より、けい肩腕障害を発症し たとして、初めて労災認定を 受け、その障害が業務災害で あることが認定されたこと。
甲第 6 号証の 2	新聞記事「全国 初の労災認定」	毎日新聞社	原告米山範子が、被告の電 話交換業務におけるコンピュ ーターを使った案内業務によ り、けい肩腕障害を発症した として、浜松労働基準監督署 から労災認定受けたこと。  被告は、これを労災ではな いと主張していたこと。

甲第 7 号証の 1	新聞記事「番号 案内係の労災認 定」	読売新聞社	原告澤根逸子が、VDT業 務で発症した障害が浜松労働 基準監督署で労災認定された こと。
甲第 7 号証の 2	新聞記事「労災 を認定」	毎日新聞社	原告澤根逸子が、電話番号 案内サービスの業務でけい肩 腕障害になったのは、被告の 過酷な業務に起因するもので あることを浜松労働基準監督 署が認めたこと。
甲第 8 号証の 1	公傷休暇願	小宮百合子	小宮百合子は、被告三重支 店設備に所属する従業員だっ たものであるが、平成 16 年 1 月 16 日、本書の形式をも って、被告に対し、公傷休暇 願の申請をした。同書には裏 面の記載事項がなく、このよ うな書式が通用していたこ と。
甲第 8 号証の 2	公傷休暇願	原告澤根逸子	原告澤根逸子が、平成 11 年 12 月 16 日にも、被告に 対し、公傷休暇願を提出した

			<p>こと。この休暇願の書式は、原告澤根が被告に対し、公傷休暇願を提出したい旨申し出した際、被告から使用するよう指示された書式を用いて提出したものであるが、この休暇願の裏面には休暇の種別として「公傷休暇」が列挙されていない。被告には、当初から、所定の形式に則った公傷休暇願の届け出が用意されていなかったことを立証する。</p>
甲第9号証の 1	手 紙	大谷佳子	<p>この手紙は、被告の従業員で、原告らと同様にけい肩膀障害を発症した大谷佳子から原告澤根逸子宛に送られてきた2000年3月1日付の手紙である。原告らと同様にけい肩膀障害を発症した被告従業員の中には、特別措置として、時間内通院の優遇措置を受けた者も存在すること。</p>
甲第9号証の 可書の書式	通院願兼通院許 可書の書式	被 告	<p>前記大谷佳子が、特別措置として時間内通院の許可を得</p>

2			る際に提出した書式。
甲第10号証 の1	文献「社会保険 ・労働保険事務 取扱全書」	日本実業出版社	休業補償給付を受けるため には、労働することができな いため賃金を受けられないこ と、すなわち無給であること が要件であること。
甲第10号証 の2	文献「労災保険 の給付手続便 覧」	財団法人労働法令 協会	同 上
甲第11号証 の1	「労災認定され た鈴木さんと米 山さんの病気休 暇について」と 題する文書	通信労組浜松分会 ・鈴木紘二	原告らが、被告に対し、本 件に関し、その交渉経過の中 で、公傷休暇とするよう要求 してきたこと。
甲第11号証 の2	第78回東海地 域交渉記録書	通信労組交渉部長 ・向井正美	通信労組が、被告に対し、 原告らけい肩腕障害認定者に 関し、公傷休暇とするよう要 求してきたこと。
甲第11号証	中央交渉記録 局	通信労組本部書記	同 上

の 3			
甲第 11 号証 の 4	鈴木健康管理医 との会話録取書	原告澤根逸子	本書は、原告澤根逸子が、平成 11 年 6 月 8 日、被告の健康管理医である鈴木医師との間で、原告らのけい肩腕障害が業務上の障害であるか否かについて交わした会話の内容をこのころ原告澤根本人がまとめたものである。被告管理医も原告らのけい肩腕障害を業務上の障害であると認めていたこと。
甲第 11 号証 の 5	要請書（199 9年11月5日 付）	静岡県争議団共闘 会議外	静岡県争議団共闘会議、西部地区労働組合連合、静岡県西部争議団連絡会が被告に対し、原告らのけい肩腕障害に關し、公傷休暇扱いとして、昇級減額措置を直ちに回復するよう要求してきたこと。
甲第 11 号証 の 6	2・16 争議支 援総行動・要請 書	静岡県争議団共闘 会議外	同 上

甲第11号証 の7	「賃金差別に対 する会社説明」 と題する文書	鈴木美和子・原告 米山範子	原告らおよび鈴木美和子 が、被告との間で公傷休暇の 認定、賃金差別の是正等に關 し交渉をしてきたこと。  被告が、その説明内容とし て「2人が休業保証申請をし てあれば問題はなかった」と 回答していたこと。
甲第11号証 の8	要請書（200 0年10月13 日付）	静岡県争議団共闘 会議外	静岡県争議団共闘会議、西 部地区労働組合連合、静岡県 西部争議団連絡会が被告に対 し、原告らのけい肩腕障害に 関し、公傷休暇扱いとして、 昇級減額措置を直ちに回復す るよう要求してきたこと。
甲第11号証 の9	質問書	鈴木美和子、原告 米山範子、原告澤 根逸子	原告らが、平成12年11 月7日、被告に対し、同人ら のけい肩腕障害が労基署で労 災認定されたにも拘わらず、 何故、被告がこれらを私傷病 扱いとするのか問い合わせたこ と。
	「浜松頸肩腕労	通信労組西日本地	通信労組が、被告に対し、

甲第11号証 の10	災認定問題について」に関する 要求書	方本部執行委員長 ・平岡謙二	原告らのけい肩膀障害を私傷 病扱いとし、公傷扱いにしな い理由を明らかにするよう要 求し、原告らの賃金減額措置 を是正するよう要求したこ と。
甲第12号証 の1	あっせん打切の 通知書	静岡紛争調整委員 会	原告澤根逸子が 静岡紛争調 整委員会に、被告との間の本 件賃金減額措置の是正に関す るあっせんの申請をしたが、 被告がこれに応じないため、 あっせんが打切りになったこ と。
甲第12号証 の2	あっせん打切の 通知書	静岡紛争調整委員 会	原告米山範子が 静岡紛争調 整委員会に、被告との間の本 件賃金減額措置の是正に関す るあっせんを申請したが、被 告がこれに応じないためあっ せんが打切りになったこと。